

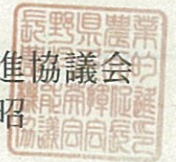
## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 27 年 12 月 8 日

長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会

会長 秦 久 昭



### 1 入札に付する事項

- (1) 業務名  
平成 27 年度多面的機能支払事業 活動区域情報システム  
データ更新業務委託
- (2) 業務概要  
仕様書による
- (3) 履行期間  
契約締結日から平成 28 年 3 月 20 日まで
- (4) 履行場所  
県内一円
- (5) 入札方法  
一般競争入札

### 2 入札に参加する者に必要な資格（入札参加資格要件）

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号。以下「規則」という。）第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 57 条第 2 項の規定による営業停止の処分を受けていない者であること。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 県発注の他の対象業務（建設コンサルタント等の業務に係る受注希望型競争入札実施要領（平成 16 年 12 月 20 日付け監技第 198 号）第 1 に規定する対象業務をいう。以下同じ）において、入札説明書別添契約書（案）第 17 条に規定する請求を受けていない者であること。
- (5) 県発注の他の対象業務において、長野県建設工事等検査要綱（平成 15 年 4 月 1 日付け会検第 1 号）第 9 条第 3 項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。



- (6) 県発注の他の対象業務において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該業務の完了期限経過後委託契約約款第 31 条の規定による業務完了の通知をしていない者でないこと。
- (7) 県発注の他の対象業務の入札における入札書が、長野県会計局に設置されている公正入札調査委員会から、入札参加者が協定して入札した入札書に該当すると認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (8) 県発注の他の対象業務の入札における入札書が、同種業務の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (9) 長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格を有する者のうち、次の要件を全て満たしている者であること。
  - ア 建設コンサルタント（農業土木）の入札参加資格を有していること。
  - イ 建設コンサルタント（部門指定なし）に係る国土交通大臣の登録を受けていること。
  - ウ 長野県内に本店を有していること。
  - エ 主任技術者として測量士及び基本情報技術者又は地理空間情報専門技術 GIS 一級以上を配置できること。

### 3 支払条件

原則として契約金額の 3 割の範囲内で前金払をします。

- 4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先  
長野市大字南長野字宮東 452 番地の 1  
長野県土地改良会館 別館 3 階  
長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会  
電話 026 (219) 6351

### 5 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札書の提出日時及び場所
  - ア 日時 平成 27 年 12 月 14 日(月)～平成 27 年 12 月 16 日(水)  
午後 5 時まで
  - イ 場所 長野市大字南長野字宮東 452 番地の 1

長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会

- (3) 入札及び開札の日時及び場所
  - ア 日時 平成27年12月17日(木)午前10時
  - イ 場所 長野市大字南長野字宮東452番地の1  
長野県土地改良会館 3階会議室
- (4) 郵便入札等の可否  
郵便による入札及び電子メールによる入札は受け付けません。
- (5) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める入札書を、(2)の時期及び場所に提出してください。
- (6) 入札保証金  
入札保証金の納付は免除する。ただし、次に該当する場合は見積もった総額(消費税及び地方消費税を含む金額)の100分の5に相当する金額を納付しなければならない。
  - ア 落札候補者として決定された者が、入札参加資格要件審査書類を提出しなかったとき
  - イ 落札者として決定された者が、契約を締結しないとき
  - ウ 発注者が求める入札条件を確認する帳票類を提出しなかったとき
  - エ 契約後確認調査辞退規定に基づく辞退又はやむを得ない事情と発注機関が認める辞退による場合を除き、契約締結にいたらなかったとき
- (7) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、次に該当する場合は納付する必要はありません。
  - ア 契約人が保険会社との間に発注者を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - イ 契約人から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
  - ウ 契約人が過去2年間に発注者、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上契約しているとき。
  - エ 契約を確実に履行するものと発注機関の長が認めたとき。
- (8) 入札の無効  
入札説明書の6に該当する入札書は、無効とします。
- (9) 契約書作成の要否



必要とします。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札で、最低の価格をもって申込みをした者について、入札参加資格要件を審査し当該要件が満たしていることが確認できた場合に、落札者として決定します。

6 その他

詳細は、入札説明書によります。